



姿の見えない子どもたち

子どもたちは、保護を受ける権利が充足されなければ「姿の見えない」存在となるおそれがある

排除の根本的原因 極度の貧困、脆弱なガバナンス（統治）、武力紛争、HIV/エイズ、不平等、差別 は、必要不可欠なサービスから子どもを排除するに留まらず、致命的な結果をもたらす。またこれらの要因により、子どもが搾取され、放置され、人身売買の対象となり、あるいは虐待されるおそれを高める状況が強化されていく。たとえば、武力紛争が生じた場合にしばしば起こる法の支配の崩壊は、性的暴力や搾取を受けやすい状態に子どもたちを晒しかねない。HIV/エイズによって親を失ったり、権利を侵害されやすい立場に置かれた子どもたちは、教育を受け損なうおそれがいっそう大きくなるのみならず、コミュニティのなかで汚名を着せられ、放置される可能性もある。子どもの人身売買に関わる者たちは、富裕層が暮らす郊外ではなく、スラムや最貧層のなかからターゲットを探し求めるのである。

子どもの権利条約を批准することにより、各国政府は子どもを危害、虐待、搾取、暴力、放置から守ると誓約した。しかし数百万人の子どもたちにとって、このような保護を受ける権利の侵害こそが排除の主たる原因となっているのである。その多くは、この章で取り上げる諸集団の複数に属していると言える子どもたちだ。たとえば、強制労働、危険な労働、搾取的労働に従事させられている子どもの多くは人身売買された子どもであるし、ここで取り上げる子どもたちのかなりの部分は出生時に登録されていなかったことが明らかになる。保護を受ける権利の侵害に苦しむ子どもたちは、社会の周縁に追いやられて排除の対象となり、売春から危険な労働に至る、おとなが経験することのなかでもこれ以上ない最悪の事態に遭遇している。そのため、子ども時代の要素のなかでかろうじて失われずに残されるのは、より権利を侵害されやすく、より搾取されやすいという立場だけなのである。

子どもたちは、権利が完全に充足されているときには、家庭、コミュニティ、社会のなかで見えない存在となることはなく、必要不可欠なサービスを受け、危害から保護されている。しかし親から面倒をみてもらえなくなったり、家庭の中で暴

要約

何が問題か：極端な場合には、子どもたちは姿の見えない存在となり、家庭やコミュニティ、社会の視界から、そして政府やドナー、市民社会、メディア、または他の子どもたちの視界からさえ、実質的に姿を消してしまう。数百万人の子どもたちの存在が見えなくなってしまう主な原因は、保護に対する権利の侵害である。このような権利侵害がどの程度の規模で生じているのか、確実な証拠を手にするのは困難だが、子どもが姿の見えない存在となるおそれを高めるうえで、いくつかの要因が中心的役割を果たしているように思われる。正式な身分登録が存在しないか、身元証明が失われてしまうこと、親のケアを受けていない子どもに対する国の保護が不十分であること、人身売買や強制労働を通じて子どもが搾取されること、そして結婚や危険な労働、戦闘といったおとなの役割を子どもがあまりにも早く担わされてしまうことなどである。これらの要因の影響を受けている子どもとしては、出生時に登録されなかった子ども、難民・避難民の子ども、親を失った子ども、ストリート・チルドレン、こう留されている子ども、早婚をさせられた子ども、危険な労働や戦闘に従事させられている子ども、人身売買の対象とされた子ども、家庭内労働に出された子どもなどが挙げられる。

何をなすべきか：子どもを姿の見えない存在にさせないためには、子どもにとって保護的な環境をつくり出すことが必要である。保護的な環境の鍵となる要素としては、次のようなものを挙げるができる。

- 子どもをケア・保護する家族およびコミュニティの能力を強化すること。
- もっとも排除され、姿の見えない存在となっている子どもたちを対象とした予算上の支援を行い、社会福祉政策を採用することにより、子どもを保護する約束を政府が履行すること。
- 子どもの権利および保護に関わる国内法・国際法を採択・批准・施行すること。
- 子どもに対する犯罪を行った者を訴追するとともに、被害を受けた子どもを犯罪者扱いしないようにすること。
- 虐待を助長する、または虐待につながる態度、偏見、考え方および慣行について、市民社会とメディアが開かれた議論を行うこと。
- 子どもが自分の権利を知り、その権利を行使するよう奨励されるとともに、虐待や搾取から身を守るために欠かせないライフスキルと情報を身につけられるようにすること。
- 基本的な社会サービスを、すべての子どもが差別なく利用できるようにすること。
- 虐待や搾取のモニタリング、透明性が確保された報告、および監督が行われるようにすること。

保護的な環境づくりの鍵となるのは、責任である。社会を構成するすべての人々が、子どもが姿の見えない存在とならぬよう役割を果たすことができる。子どもを保護する第一義的責任は家族と国にあるが、虐待の悪循環を打破するためには、個人と諸機関があらゆるレベルで継続的・持続的な努力を行うことが必要不可欠なのである。

力や虐待に直面するときには、その存在が見えにくくなる。学校に通っていなかったり、職場に閉じ込められるなどして搾取されたり、家庭環境の外で虐待や暴力の被害を受けたり、あるいは単に子どもとして見なされたり取り扱ってもらえない場合にも、コミュニティや社会の中で見えにくい存在となるおそれが大きくなる。さらに、その存在や身元が国によって法的にもしくは正式に認知・記録されていなかったり、統計調査、政策、プログラムから除外されることが日常化してしまえば、子どもの姿は公的機関の視界から実質的に消え去ってしまうのである。しかし、私たちの眼の前に子どもたちがいるにも関わらず、その窮状から目をそらしてしまう場合もある。路上で生活し、働いている子どもがその例である。このような子どもたちはいずれも例外なく一定水準の保護を必要としているが、世界がそのような保護をこれまで提供してこなかったことは明らかである。

極端な場合には、このような子どもたちは実質的にすべての人々の視界から消え去ってしまう。コミュニティや社会でその存在が見えなくなってしまうのである。子どもの存在が見えなくなってしまうおそれを高める保護の侵害がどのぐらいの規模で生じているのか、確実な証拠を手にするには困難だが、多くの場合、次の4つの要因が中心的役割を果たしているように思われる。正式な身分登録が存在しないか身元証明書を失ってしまうこと、親のケアを受けていない子どもに対する国の保護が不十分であること、人身売買や強制労働を通じて子どもが搾取されること、そして結婚、危険な労働、戦闘への参加といったおとなとしての役割を子どもがあまりにも早く担わされてしまうことである。子どもの存在が見えなくなってしまう原因はこれだけではないが、これらがもっとも重要な要因に含まれることは確かであり、それによってもたらされる結果はしばしば子ども時代をはるかに超えて影響を及ぼすことになる。

正式な身分登録・身元証明書類の喪失、または欠如

すべての子どもには、出生登録、国籍を取得する権利、親を知り、親によって養育される権利を含め、正式な身分登録を有する権利がある。子どもの権利条約が第7条と8条で明確にしているように、これらの権利が尊重・執行されるようにすることは政府の義務である。正式な出生登録がなされなければ、または身元証明書類がなければ、子どもは教育や保健ケア、社会保障といった重要なサービスを受けられなくなってしまう可能性がある。自然災害、避難、あるいは人身売買のような搾取を通じて子どもと離れ離れになってしまった家族の再会も、正式な身元証明書類がないために複雑な手続きを踏まなければならないことになってしまうことが多い。身元証明書類を所持していない

ために排除に直面する子どもは少なくないが、そのおそれがもっとも大きいと考えられるのは、出生時に登録されなかった子どもと、避難を余儀なくされたり家族と離れ離れになってしまった子どもという、2つの集団である。

出生登録されなければ、子どもたちは公式統計において存在しなくなってしまう

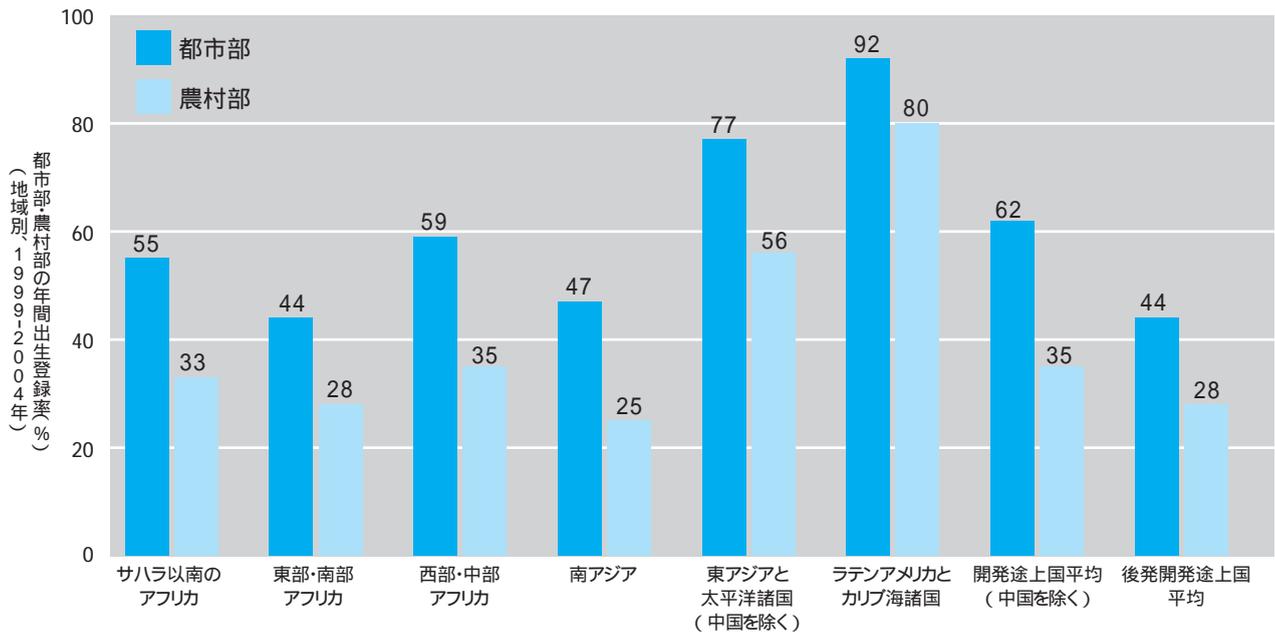
2003年にこの世に生を受けながら出生登録をされることのなかった、推定4,800万人の子どもたち この年の総出生数の36%を占める子どもたちは、誕生の瞬間から排除の憂き目にあっている¹。子どもの身元が公式に認知・登録されることは、子どもの権利条約7条でも定められている基本的人権のひとつである。子どもは、登録されることによって、政府が子どもを社会の一員として法的に認めていることのもっともわかりやすい証拠である出生証明書を手に入れることができる。出生証明書は子どもが親との間に有している基本的関係の証明でもあり、一般的には国籍を決定する根拠ともなる。

出生登録は、その後の人生で、学校への入学から病院での治療に至るまでの各種サービスを受ける際に必要となる場合がある。子どもとの婚姻も、その子が法定年齢に満たないと考えられても正確な年齢が確定できなければ、訴追はほぼ不可能である。出生登録をされなかった子どもは、法定年齢に満たないのに軍隊に徴用されたり、法律に違反した場合に成人として訴追・処罰されることのないように設けられている保護の対象からも、取りこぼされる可能性がある。おとなになっても、正規の職への応募やパスポートの申請、銀行口座の開設ができなかったり、婚姻証明書を受けたり選挙に参加することもできない可能性がある。社会保障給付、家族手当、信用融資、年金を受け取るためにも出生証明書が必要な場合がある²。

出生登録のためのしくみはほとんどの国に存在するが、実際に登録される出生件数は、インフラ、行政能力、利用可能な資金、住んでいる場所の近くで登録できるか、データ管理技術があるかどうかといった諸条件に応じて、国によってまちまちである。出生登録の重要性が見過ごされることは少なくない。すべての人が法律により認知され、その権利を守り、これらの権利の侵害がいかなる形で起ころうとも見過ごされることのないようにするためには、出生登録がきわめて重要な手段であるという認識が依然として不足しているためである³。

登録は、社会一般からも、深刻な経済的困難に直面している政府からも、戦争状態にある国からも、毎日の生き残りのために奮闘している家族からも、重要なものと見なされない場合がある。子

図3.1 開発途上国における出生登録*



* 出生登録：調査の時点で出生登録されていた5歳未満児の割合。この指標の分子には、調査者によって出生証明書が確認された子どもや、母親や世話人の証言によって出生登録が確認されている子どもを含む。

地域平均：総数には各地域のすべての国が含まれているわけではない。しかし調査対象人口の50%以上をカバーする十分なデータが入手できたため、ここで示した各地域の平均値を算出することができた。東アジアと太平洋諸国、および開発途上国の平均値には中国が含まれていない。

データ範囲：ここで示した期間のうちデータが利用可能な直近の年のデータ。

出典：複数指標クラスター調査（MICS）人口保健調査（DHS）およびその他の全国調査。

子どもの成長や健康、教育、保護とは無関係な、形式的な法律上の手続きにすぎないととらえられることが多いのである。出生登録水準に影響を及ぼすその他の要因としては、十分な法的枠組みが存在しているかどうか、出生登録に関する現行法の施行状況、登録の実務面を支える十分なインフラが整っているかどうか、そして家族が登録の際に遭遇する障壁（手数料や最寄りの登録所への距離等）を挙げることができる⁴。

ユニセフが行った最新の推計によれば、開発途上国（中国を除く）では毎年、平均して出生の半数以上 55% が登録されておらず、サハラ以南のアフリカではその割合が62%にまで達している⁵。南アジアではこれよりもさらに高く、70%である。出生時に法的身分を保障される権利を否定されている世界の子どもたちのうち、半数近くがこの地域に暮らしている。バングラデシュでは、出生時に登録されるのはすべての子どもの7%にすぎない。出生登録水準には大きなばらつきがあり、出生登録率がほぼ100%に達したパレスチナ自治区や朝鮮民主主義人民共和国のようところもあれば（2004年）、アフガニスタン

やウガンダ、タンザニアのように7%に満たない国もある⁶。

出生の未登録は、国内・領域内におけるその他の形態の社会的周縁化および格差を示す指標としても機能しうる。登録されていない子どもは貧困世帯の子どもである可能性がより高いのである。2003年にタンザニアで行われた世帯調査によれば、最富裕層20%に属する家庭に生まれた子どもが出生時に登録される確率は、最貧層20%の世帯で暮らす子どもの10倍を超えていた⁷。居住地も登録を阻む重要な要因である。農村部の子どもが出生登録されない確率は、都市部の子どもの1.7倍にのぼる。出生登録率の格差を助長するその他の要因には、母親の教育程度、親の死亡、宗教、民族などがある⁸。



© UNICEF/HQ03-0121/Bill Lyons

難民・国内避難民の子どもたちは、家族の保護を失ったり、そのニーズや課題に対応するための資源が不十分な場合、武装集団・軍隊による軍事的徴用や、虐待・性的搾取の対象となるおそれがかわめて大きくなる。女子は、拉致、人身売買、そして戦争の武器として使用されるレイプなどの性的暴力を受けるおそれとくに大きくなる。

避難が長期に及び、また避難している子どもが受入れ先の地域の人々と異なる民族的・言語的背景を有しているときは、差別の対象となり、その結果学校に通いにくくなる場合がある¹²。帰還したときにも、国内避難民か難民かを問わず、自分の家や土地が他の者（地方当局を含む）によって占拠されている可能性もあり、その際に財産所有権を証明できないこともある。危機や暴力のさなかに他の人々が地元に戻ったにも関わらず避難したために、自分のコミュニティから拒絶されることもある¹³。

難民・避難民の子どもたちに対して第一義的責任を負っているのは各国政府である。しかし、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）には難民を支援・保護する任務が与えられ、赤十字国際委員会（ICRC）には、避難が武力紛争・国内暴力を原因とする場合に国内避難民を支援する任務が委ねられている。だが、国内避難民は難民のように特定の国際条約による保護を受けておらず、道徳的（法的ではない）拘束力を有する指導原則によって保護されるのみである。

難民・避難民の子どもと女性は 避難先で存在が見えなくなることが多い

2004年末現在、世界中の全難民のおよそ48%が子どもであった⁹。同じ年、紛争ないし人権侵害による国内避難民の総数はざっと2,500万人にのぼっていた¹⁰。

難民・国内避難民の子どもたちは、避難途中、あるいは避難先の国・場所で暴力や不安定な環境に晒され、多くの危険に直面する。家族から引き離され、住む家を失い、健康や教育を脅かす貧弱な条件下で暮らさなければならない場合があるのだ。

避難生活のなかでは、出生登録や旅券の発行が困難になり、避難民は本来有する身元証明の権利を侵害される可能性が出てくる。難民であれ避難民であれ、適正な身元証明書を持たずに家を離れなければならない事態に陥っていたことも考えられ、こうした場合は、身元を証明することが難しくなる。そうなると、教育や保健ケアといった基本的な社会サービスを受ける権利や、国内の別の場所で働く権利があることを証明することもできなくなるのである¹¹。

国際社会とUNHCRは、難民の女性・子どもの保護とケアを向上させるための国際的規範・政策・指針を数多く作成してきた。しかし実際には、財政的・人的資源がともに制約されているため、また各機関でも国際社会でも平等な優先順位や説明責任が確保されていないために、その適用・実施にはいまなお乖離が存在する¹⁴。各国政府（ドナー諸国の政府であれ、国内避難民が存在する国または難民を受け入れている国の政府であれ）と国際社会による支援協力が、難民・避難民の女性および子どもを対象とした資源配分と効果的支援の実施に失敗すれば、彼らが避難先で排除され、その存在が見えなくなるおそれが出てくるのである。

特別な支援を必要とする子どもに対する 国の保護が不十分

子どものケアと保護に関する第一義的責任は家族にある。しかし様々な事情 とくに親が亡くなったり、避難の途中で離れ離れになったり、家庭内暴力や家庭内虐待、極度の貧困 により、愛情とケアに満ちた家族環境を奪われている子どもは多い。いかなる事情であれ、子どもが家族による保護を受けられなくなった場合には、子どもの権利条約20条および22条にもとづき、その子どもに対して特別な保護と支援を提供する義務が締約国にはある。

親のケアを受けていない子どもは、
国による保護が受けられなければ
権利を侵害されやすい立場に置かれ、
往々にしてその存在が見えなくなる

あまりにも多くの子どもたちが、国からの支援を受けられずにいる。むしろ、おとなの世界で自立することを余儀なくされているのだ。となれば、このような子どもたちが必要不可欠なサービスから排除され、搾取されるおそれが強くなるのも当然である。

一時的にせよ、あるいは恒久的にせよ、家族による保護を失った子どもたち 締約国が特別なケアを行い、注意を払うことを約束した子どもたちは、こうした子どもたちばかりではない。締約国は、条約20条および40条にもとづき、たとえば施設やこころ置所などですでに政府の管轄のもとに置かれている子どもの保護も義務づけられている。後者の場合、法律に違反した子どもの尊厳と価値を守ることは政府の義務である。ところが、ここでも、入手可能な証拠を見るかぎり、こころ留されている子どもは政府によるサービスを十分に受けられずにいる可能性があるのだ。

本節では、締約国による特別な支援を必要としながら往々にしてその保護を受けられずにいる子どもたちを取り上げ、その子どもたちの存在がどのようにして消え去ってしまうのか、その危険性を検証する。その子どもたちとは、親を失った子どもたち、ストリート・チルドレン、そしてこころ留されている子どもたちである。

親を失った子どもは見えにくい存在となり、
保護が弱まる可能性がある

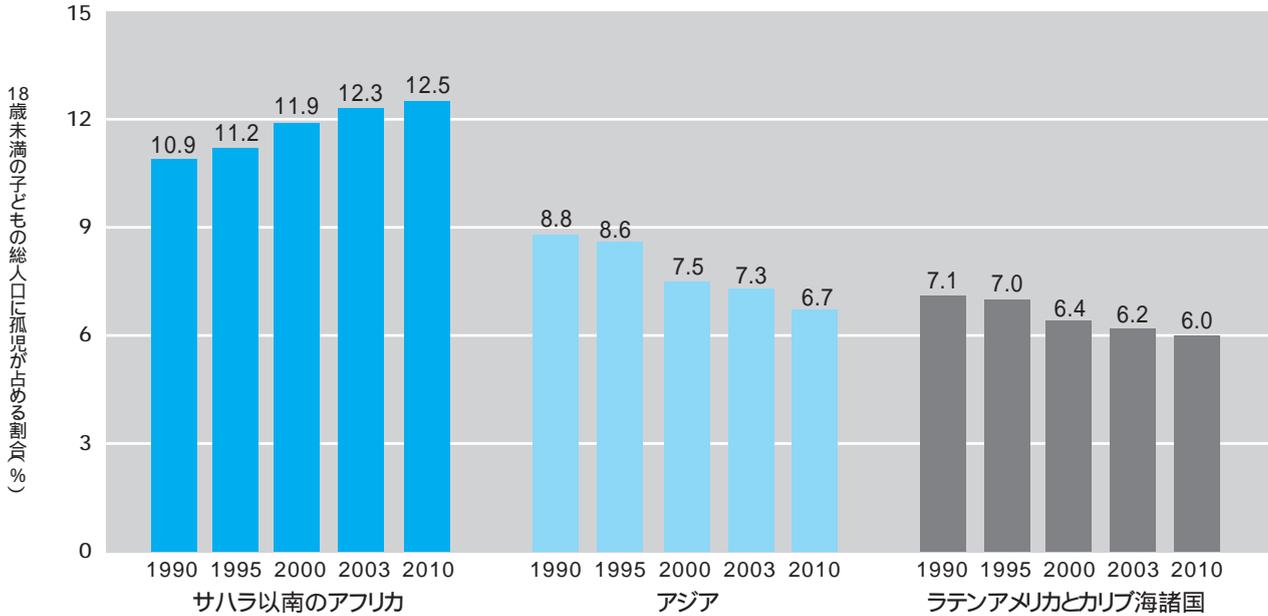
一方または両方の親が亡くなった結果、自分自身のみならず、弟や妹の生活にまで責任を負うことを余儀なくされる子どもが増えている。こうした子どもたちの権利と成長には、悲劇的な結末が待ち受けていることも多い。

2003年末現在、親を失った18歳未満の孤児¹⁵は、開発途上国93カ国に1億4,300万人いたと推定されている¹⁶。親を失った子どもの数は、2003年だけでも1,600万人を超える。このような憂慮すべき状況を助長している主な要因はHIV/エイズの流行であり、これがなければ世界の孤児の数は減少するはずであった¹⁷。

孤児が最初に諦めなければならないのは、教育であることが多い。孤児が学校に通えなくなる理由は、家事の負担があまりにも重くなりすぎること、コミュニティの中で子どもを引き取った養育者や拡大家族が教育関連の費用を負担する備えがないことなどである。こうなると、子どもたちはほかのサービスも受けられなくなり、暴力や虐待から身を守る方法といったライフスキルや保健、栄養に関わる重要な情報さえも得ることができなくなるのである。

孤児たちは、保護の権利を侵害される可能性がよりいっそう高くなる。親が死亡すると、十分な代替的養護システムが整っていない状況においては、保護の傘がまったくなくなってしまうのである。自力で暮らしている子どもたちは、虐待や搾取を受けるおそれのはるかに大きい。国際労働機関（ILO）の検証によれば、親を失った子どもたちはそうでない子どもに比べ、商業農園で、路上の物売りとして、家庭内労働の従事者として、あるいは性産業で働く確率のはるかに高くなる。たとえばエチオピアの首都アジスアベバでは、ある研究で面接調査の対象とされた家庭内労働に従事する子どものうち、28%が孤児であった¹⁸。ザンビアで働いている 多くは売春に従事している 子どもの調査では、3人にひとりの子どもが一方または両方の親を失っていたことがわかっている¹⁹。

図3.2 親を失った18歳未満の子ども（サハラ以南の 아프리카、アジアおよびラテンアメリカ・カリブ海諸国）



注：「孤児」とは、ここでは母親もしくは父親（または両方）を失った18歳未満の子どもを指す。2010年の数字は予想値である。

出典：Joint United Nations Programme on HIV/AIDS, United Nations Children's Fund, the United States Agency for International Development, *Children on the Brink 2004: A joint report of new orphan estimates and a framework for action*, UNAIDS/UNICEF/USAID, New York, July 2004.

ストリート・チルドレンは、物理的には目につきやすい存在であるにも関わらず、無視され、疎まれ、排除されることが多い

世界中の都市の路上や公共の広場で暮らし、働いているストリート・チルドレンは、あらゆる子どもたちのなかでも、物理的にはもっとも目につきやすい集団のひとつに数えられる。しかし逆説的なことに、彼らの存在はもっとも見えにくく、したがって教育や保健ケアといった重要なサービスの対象に含めたり保護することがもっとも困難な集団のひとつでもある。

「ストリート・チルドレン」という言葉は、一種のレッテルとして用いられ、偏見をもたらすことがあるため問題がある。このような子どもたちが直面している最大の問題のひとつは、一般社会から忌まわしい存在としてとらえられ、脅威や犯罪行動の源と見なされることである。それでも、路上で暮らし、働いている子どもたちには、逆に自分たちにアイデンティティや所属感を与えてくれるものとして、この言葉を受け入れる子どもも多い。幅広い範囲の子どもをカバーできるこの言葉は便利ではあるが、これを使うことで、路上で暮らし、働いている多くの子どもたちのさまざまな生き様やそうした理由の数々を覆い隠してはならない。子どもたちは、一人ひとりが固有な存

在であり、それぞれの視点やこだわりを持っているのである²⁰。

ストリート・チルドレンの正確な人数を割り出すことは不可能だが、世界中で数千万人に達することはほぼ確実である²¹。世界人口が増加し、都市化が速度をゆるめることなく続くなかで、その数が増えている可能性は高い。2005年には、都市住民の10人に6人が18歳未満であると予想されている²²。実際、先進工業国のもっとも豊かな最大の都市も含め、世界のあらゆる都市には必ず若干のストリート・チルドレンが存在しているのだ。

ほとんどのストリート・チルドレンは孤児ではない。多くは依然として家族との接触を保っており、世帯所得の足しにするために路上に働き出ている。その他の多くは家出をしているが、それは心理的・身体的・性的虐待を受けたためであることが多い。大多数は男子だが、その理由は、女子は家庭での虐待・搾取状況を男子よりも長期間耐え忍ぶためと考えられる（ただし、いったん家や家族を離れると、家に帰ることは男子よりも少ないのが一般的である）²³。

路上で生活するようになった子どもたちはあらゆる形態の搾取・虐待を受けやすくなり、毎日の

生活も、子どもの権利条約に描かれた理想の子ども時代とはかけ離れたものとなる可能性が高い。場合によっては、保護を託された者自身がこのような子どもたちに対する犯罪の加害者となることもある。ストリート・チルドレンは警察その他の公的機関とトラブルになることが多く、これまでにいやがらせや暴力を受けてきた。一斉検挙されたり、市外に追いやられて放置される例もある。「街を浄化する」という名目で自警団による殺人の対象にもなってきたが、地元当局が加担したり見て見ぬふりをすることも多い。

こう留されている子どもの存在は国家当局の目にもっともはっきりと映るものでなければならないが、多くの場合子どもとしての扱いを受けられずにいる

論理的に考えれば、刑事司法制度の対象とされた子どもはあらゆる子どものなかでもっとも目につきやすい集団のひとつであり、保健ケア・教育・保護を提供する支援策を容易に利用できるはずである。しかし、法律に違反した子どもは実質的に子どもとして見なされなくなることが多い。逆に、法律に違反したとされると、本来子ども時代に受けられる保護はなくなるものと見なされ、犯罪を犯した成人とまったく同じ取り扱いを受けるか、さらに悪い場合には子どもという弱い立場につけこまれてしまうことがある。

こう留されている子どもに関するデータは乏しいが、推定によれば100万人を超える子どもたちが、法律に違反した結果としてこう留されている²⁴。しかしこの分野で、情報不足を正当化することはできない。本白書で取り上げている他の多くの子どもたちとは異なり、ほとんどの国では、刑事司法制度の対象とされた子どもたちは一定の手続きを経ており、公的機関がその状況を検証することが可能なのである。

データは限られているものの、こう留中の子どもたちへの暴力的虐待が広範に行われている深刻な問題であることははっきりしている。子どもの権利委員会は、第37会期に、とくにブラジルで司法制度の対象となった子どもたちに関する手続き、およびその保護について多くの懸念を表明した。その中には、こう置所内での拷問や不法な殺人に関する報告も含まれている²⁵。

子どもたちは、審判・公判の前後を問わず、こう留中に暴力を振るわれるおそれがある。こう留中の成人、看守、警察官、あるいは収容されている他の少年による身体的・性的暴力などである。矯正計画自体が時として行き過ぎた暴力をとともない、期限を定めずにこう留されたり長期にわたって隔離されたり、あるいは過密かつ不衛生な状況下で成人受刑者と一緒に収容される場合もある。



© UNICEF/HOO1-06/14/ Shehzad Noorani

罪を犯した少年にいまだに死刑を適用している国も、少数ながら存在する。こう留されている子どもへの暴力の問題は国連事務総長の「子どもへの暴力に関する研究」でも取り上げられており、その報告書が2006年に発表される予定である。

国連事務総長研究の一環として2005年4月に会議を行った国際的専門家らによれば、司法制度における子どもへの暴力を助長する主な要因は次のとおりであるとされる。

- 子どもへの暴力の加害者である法執行官、施設および職員が刑事処罰されず、説明責任も果たされていないこと。
- 罪を犯していない者のこう留も含め、こう留（とくに審判・公判前のこう留）が過度に行われていること。
- 公式の司法制度に代わるコミュニティを基盤とした代替措置や、こう留に代わる手段（ケアおよび保護のための制度を含む）が存在しないこと。
- 成人からの分離や適切な施設を含む、適切な少年司法制度が存在しないこと。
- 効果的かつ独立した不服申立て・調査手続きや第三者による監視、非政府組織によるアクセスをはじめとする、施設に対する外部統制手段が用意されていないこと。

路上の子どもたち エレナ・ポニアトフスカ

ストリート・チルドレンに関する公式研究「ストリート・チルドレン研究」(Estudio de Niños Callejeros)によると、世界最大の都市メキシコシティの路上では1万1,172人の子どもたちが暮らし、働いている。仕事は車やバスの洗車、使い走り、ソフトドリンクの運搬などだ。男の子たちは荷物の積み降ろしの仕事が嫌いである。背骨を痛めるか、車にひかれてしまうかのどちらかだからだ。暴力、社会的不統合、環境悪化に加えて、スモッグやものすごい交通量、極度の貧困が生活のあらゆる場面に彩る。麻薬や非行は日常茶飯事である。

子どもたちは、路上でフロントガラスを洗ったり火を呑みこんだりしている。だが、子どもたちが顔や手を使って披露する手品に気をとめる通行人はほとんどいない。彼らは道具を手にしてお客を待つ。暗闇のなかでカウボーイ衣装の飾り鉾がきらめき、つば広帽が光を放つ。ギター弾き、バイオリン弾き、エリコのラッパ吹き、耳を傾けてくれる人を求めて歌う歌手、曲芸師、道化師、手品師が彼らの姿である。彼らにとって赤色灯が消えることはない。とくにカップルたちがロマンチックな気分になり、いつもより数ペソ余分に投げってくれる金曜日と土曜日には、夜中の3時から4時までショーが続く。

通行人は誰もが彼らに視線を向ける

が、その存在は見えない。彼らは存在しないのである。警察も目を向けるものの、その存在を認識することはない。あらゆるものが彼らを孤立させ、あらゆるものが彼らを非難する。

学校は、このような子どもたちにさらなる苦しみをもたらす。どんなに純真無垢な子どもたちでも同じだ。彼らにとって、教わったことを記憶しておくことは難しい。集中力がなくなってしまっているからだ。それに、屋根や壁に囲まれた場所のことなど知りたくもない。路上ほど素晴らしいものがあるだろうか？ 路上の甘い蜜はやみつぎになる。

路上ではすべてのものがむき出しだ。現実も、食べ物も、目も、連帯も。あれこれ説明しなければならぬものなど何もない。あらゆるものが正面から投げつけられる。きついあだ名も、無慈悲な笑い声も、略奪も、冷笑も、あざけりも、けっして癒えることのない傷も、手荒な扱いも、過酷さも。

路上だけが彼らのものである。路上は孤独を、拒絶を、そして与えられることのない愛を埋め合わせてくれる。路上は彼らを誘い出す。家ではけっして手にすることのない金を与えてくれる。リズムを、テンポを、打てば響くような報いを与えてくれる。「俺は大物だ。大したものなんだ。晩飯の金だって稼ぎ出せるんだから」

このような子どもたちの時間感覚は普通とは違う。今日が何曜日かなど気にしない。何曜日かと考えると、わけがわからなくなる。時間とは、ひどい目にあった時間のことだ。知っている季節といえば乾季と雨季だけ。雨季(6月から9月)はいやな季節である。午後になると、路上のあらゆる活動が雨で動きを止めてしまうからだ。ボール遊びもできなくなる。彼らが大好きなボール遊びも。

作家・ジャーナリスト・教授であるエレナ・ポニアトフスカは、パリ生まれではあるが、子どものころからメキシコ在住である。有名な著作を何冊か執筆しており、グッゲンハイム・フェローシップ、メキシコ国家文化芸術評議会による名誉フェローシップ、メキシコ国家ジャーナリズム賞など数多くの賞・栄誉を受賞している。

- ・ 社会で暴力が「容認」されており、そのためにあらゆるレベル(家庭・学校・コミュニティ)で暴力が寛容に扱われていること。
- ・ 法執行や少年司法に携わる職員に対し、研修や意識啓発が行われていないこと。
- ・ 「犯罪への断固たる対応」を旨とする政策、否定的なメディア報道、ストリート・チルドレンおよび社会経済的に不利な立場に置かれたその他の子どもたちに対する差別的イメージ²⁶。

政府には、こう留されている子どもたちを虐待や有害な影響から保護する明確な責任がある。しかし同時に、その子どもをそもそもこう留すべきであるかどうかも自問しなければならない。こう留はどんな場合でも最後の手段として用いられるべきものだが、多くの場合、子どもや青少年による反社会的・破壊的行動への当面の対応としてあまりにも安易に利用されている。あたかも、彼らを視界からも意識からも追い出すことは図らずも生じる結果なのではなく、それ自体が目的であるかのようなのである。

おとなとしての役割を担わされる子どもたち

子ども時代はおとな時代からは独立した空間であり、子どもが成長し、遊び、休息し、学ぶことのできる時期であるべきである。このような区別は、おとなとは異なる子ども特有の諸権利を定めた子どもの権利条約の精神を体現するものである。

おとなとしての役割を担う子どもは、もはや子どもと見なされないことが多い

子どもの権利条約は、前文において、子どもの身体と心がおとなほど成熟していないことを認めている²⁷。そのため、おとなには適する役割も子どもにとっては適切でないこともありうる。おとなとしての役割を担うことによって子どもは必然的に子ども時代を失うのであり、したがって排除されたりその存在が見えなくなってしまうおそれも大きくなる。

子どもたち、とくに女子は、家族（きょうだいであることが多い）の世話をしたり、あるいは家計を支えるために働き、しばしばおとなとしての役割を担っている。こうした役割を担う以外に選択肢がほとんど残されていない明らかな例として、親を亡くした子ども、極度の貧困下で暮らす子どもを挙げることができる。このような子どもたちは、保護や必要不可欠なサービスから排除されるおそれが大きい。

おとなの役割を担うということは、身体的・精神的な健康と成長の面で高い危険性をともなうことが多い。このことは、戦闘、婚姻、危険な労働という3つの役割についてとくに当てはまる。これらの活動に従事する子どもたちは、子ども時代を享受することを妨げられるのみならず、死亡したり、生涯にわたって影響を及ぼす重大な傷害を負ってしまうおそれがある。

元子どもの兵士の社会復帰を妨げる障壁が、子どもたちを孤立させる

数十万人の子どもたちが、軍隊や武装集団の戦闘員、伝令係、運搬係、料理係、性的奴隷として武力紛争に巻き込まれている²⁸。拉致されたり強制的に徴用される子どももいれば、貧しさや虐待、差別のために、あるいは自分や家族に向けられた暴力への復讐のために参加する子どももいる²⁹。武装集団の管理下に置かれている間、このような子どもたちは必要不可欠なサービスや保護から排除されてしまう。

子どもの兵士の徴用をやめさせ、家族やコミュニティのもとに返すことが、彼らの排除に終止符

を打ち、さらなる権利侵害を防ぐために必要な前提条件であることは明らかだ。武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）プログラムでは、バック・トゥ・スクール（「学校に戻ろう」）イニシアティブから心理社会的支援に至るまでのさまざまな取り組みが採用されている。社会復帰のための支援がコミュニティ全体を対象としたものになれば、偏見を軽減することも可能となる。しかしこのような支援策に関わらず、子どもの兵士の全面的な社会復帰を妨げる障壁の多くは相変わらず存在している。

とくに女子にとっては、DDRイニシアティブからもたらされる恩恵がそれほど大きくない場合がある。セーブ・ザ・チルドレンの報告によれば、コンゴ民主共和国の武装集団に関わっていた子ども向けの活動を開始して以降、同団体のプログラムや一時ケア・センターの保護対象となった子どものうち、女子は2%に満たなかったという。しかしセーブ・ザ・チルドレンの推定によれば、武装集団に関わっている子どもの実に4割は女子が占めているのである。同様にシエラレオネでも、民兵組織に加わっていたことがわかっている女子のうち、DDRイニシアティブの恩恵を受けていた女子は5%にも満たなかったのである³⁰。

女子の子ども兵士の人数は当たり前のようによろしく見積もられているし、女子は主として戦闘員以外の役割を担っているために本当の兵士と見なされないことが多い。そのため、正式な支援やカウンセリングを何ら受けることなく、たくさんの心理社会的・身体的問題を抱えたままコミュニティに帰る場合がほとんどである。さらに、拉致されたり強制的に徴用された女子が、囚われの身となっている間に産んだ乳児といっしょに帰還すれば、レイプにともなう偏見、あるいはいわゆる「戦争ベビー」ないし「レイプで生まれた子」を産んだことにともなう偏見のために、家族やコミュニティから受け入れを拒絶される場合がある。紛争や民兵組織に関わっていたために姿の見えない存在となっている女子たちが、DDRプログラムからも除外されれば、さらなるペールを被せられたも同然であり、その存在がますます見えなくなることになる。

早婚によって、女子は子ども時代を奪われる

毎年、数百万人の女子たちが早婚という形で姿を消している。早婚とは、18歳未満で行われる、正式な婚姻、または婚姻として認識される慣習上・法律上の結びつきである。女子は、婚姻と同時に子ども時代を放棄しておとなの女性としての役割を果たすことが期待されており、性交、出産・子育て、伝統的に妻に期待されているあらゆる家事の義務などをただちに担うことになる。

男子が早婚の対象とされることもあるとはいえ、その人数は女子のほうがはるかに多い。ユニセフが2005年に開発途上国49カ国を対象として実施した世帯調査のデータの分析結果によれば、南アジアでは15～24歳の女性の48%が18歳未満で結婚していた（子どもの権利条約上、成人年齢が18歳よりも低く定められている国を除き、女子は18歳になるまでは子どもと見なされる）。アフリカの調査対象29カ国およびラテンアメリカとカリブ海地域の調査対象8カ国では、この割合はそれぞれ42%と29%であった³¹。早婚の発生率は国によって、また大陸によってさまざまである。たとえばサハラ以南のアフリカの調査対象国では、20～24歳の女性のうち18歳までに結婚していた女性の割合がもっとも高いのはニジェールで、77%に達していたのに対し、南アフリカでは8%に留まっていた³²。

このような女子たちのなかには、非常に若い年齢でむりやり結婚させられた者もいれば、まだ若すぎてその意味を理解したり、配偶者の選択において何らかの積極的役割を果たすこともできない

ままに婚姻を受け入れた者もいる。早婚が慣行となっている地域では、早婚が長年にわたって確立された伝統となっていることが通例であり、抗議の声を上げることは、困難であるというよりもほとんど不可能である。早婚は、夫の世帯で暮らすことによって女性が男性の確固たる管理下に置かれることにつながり、また婚姻前の性交から女性を保護するものともされている。多くの社会では、思春期に発達しうる独立心が、従属的地位にあることを期待される女性にとって好ましくない属性ととらえられており、したがって早婚は都合のよい解決策となっている。早婚によって自立の種がもぎ取られ、自我意識の発達を抑制し、実質的に思春期をないものとしてしまうからである。

貧困は早婚の慣行を支えるもうひとつの要因である。婚姻は女子にとって、とくに夫が年上で富裕な場合、生存のための手段ととらえられることがある。たとえばユニセフが2000年に西アフリカで実施した研究によると、経済的困窮と早婚の増加には、通常は早婚を行っていないいくつかの住民集団の間でさえ、相関関係がみられた³³。東

ナイジェリアでこう留される子ども・若者たち

彼女の目には涙がいっぱいたまっていた。彼女は、きれいにアイロンのかかったカバーオールを台無しにしないよう、あふれ出ようとする涙をこらえようと懸命だった。刑務所で過ごした5年半にわたる日々のことをひとつひとつ細かに話し始めると、やがて堰を切ったように涙があふれ出てきた。ンケイルカは結婚していないのに妊娠したが、これは彼女が属するナイジェリアのイグボ人コミュニティの間ではタブーと見なされている。1999年12月、当時15歳だったンケイルカは誰の助けも借りることなく自宅を出産したが、子どもは合併症のために亡くなった。彼女はおじから新生児を殺したと告発され、母親のモニカとともに逮捕されてアナンブラ州の刑務所に連れて行かれた。21歳になったンケイルカの将来は不透明である。刑務所に収容されて正規の教育を受ける機会を奪われ、これといったスキルも身に付けていない彼女は、母親とともに家に戻ったときにコミュニティや家族からどのように受け入れられるか、不安を感じている。

まともな捜査は行われず、問われてい

る罪の証拠もまったく見つからず、事件に関する書類の原本は行方不明になっていた。ンケイルカと母親は、37名もの女性が収容された房でおよそ1,971日間を過ごした。「ナイジェリアで収監されている他の多くの子どもや若者とまったく同様に、ンケイルカと彼女の母親は忘れ去られてしまったのです」と、国際女性法律家連盟（アナンブラ）のソコリカ・エベデは語る。ユニセフが支援するプロジェクトを通して、ふたりの釈放に尽力した女性である。

ナイジェリアでは、ンケイルカのほかに、刑務所や少年こう置センターに収容されている子どもや若者が6,000人を超えていた³⁴。収容されている子どもの約7割は初犯であり³⁵、路上生活、万引き、不登校、あるいはただ単に路上で徘徊・たむろしていたといった軽微な理由で逮捕されている。親や保護者から手に負えないとの要請を受けてこう留される子どももいる。こうした子どもたちの多くは家庭崩壊した家や貧しい大家族の出身、あるいは孤児であったりする。エヌグにある女性受刑者福祉協会のウチェ・ン

ウォコチャによると、親の代わりに警察にこう留された子どもたちもおり、なかにはまだごく幼い子どももいるようだ。

若者、とくに女子は、家庭内暴力、レイプ、性的搾取、人身売買といった犯罪行為の被害者となることもある。しかし、とくに裁判につながる捜査の過程で司法運営上の逸脱や遅延が生ずることにより、このような被害を受けた子どもが刑務所に収容されることもある。親は子どもとの接触を断たれるし、当の子どもは適正な手続きを経ることなく憂慮すべき環境でこう留されて成人犯罪者と一緒にされ、身体的・性的虐待のおそれに直面し、そしてしばしば保釈の権利も否定される。実際の年齢よりも上であると認めることを強要される子どもは多く、彼らを成人として訴追するために警察が逮捕状の年齢を書き換えることもある。

ナイジェリアの刑務所では、教育や職業訓練、あるいはレクリエーションがほとんど提供されない。ンケイルカはしばらくの間、石鹸作りと縫製を教わったが、そのクラスは2003年に突然終わっ

アフリカからも、HIV / エイズで親を失った女子を養う養育者が、その子を育てることが難しいと考え、早婚をするよう仕向けるケースが増えているとの報告がある³⁴。

どのような形で行われるにせよ、早婚は子どもと青少年の権利を脅かすものである。婚姻は、(両当事者の)自由かつ完全な合意によって成立すると世界人権宣言では認められているし、女子差別撤廃条約16条では「子どもの婚約および婚姻は、法的効果を有しない…」と規定されている³⁵。早婚により、子どものあらゆる教育上の発達や機会に終止符が打たれかねない。そして、早婚が生涯にわたる家庭内従属・性的従属への入り口になることがあまりに多い。

早婚は年端のいかない女子にとって身体的な害を及ぼすものでもある。とくに早すぎる妊娠と出産により、赤ちゃんと母親が死亡するおそれは圧倒的に高くなる。妊娠に関連した死亡は、結婚しているか否かに関わらず、世界中の15～19歳の女子の死因の筆頭となっている。15歳未満の女

子が死亡する確率は、20代の女性の5倍にのぼる³⁶。その子どもたちの生存率も通常より低い。母親が18歳未満である場合、その子どもが生後1年以内に死亡する確率は、20歳以上の母親から生まれた子どもよりも60%も高いのである³⁷。

てしまったという。こう留中の若者が利用できるカウンセリング・サービスは限られているか、まったく存在しない。こう留中、約9割の若者はまともな食事や就寝設備を与えられず、トイレや入浴設備も十分に利用できないため、体調を崩したり病気にかかりやすくなる。ンケイルカと母親は同房者が女性だったので幸運だった。他の女性受刑者の多くは混合房に収容されるため、性的虐待や搾取を受けるおそれが大きくなるのである。

少年裁判所は存在しないので、子どもや若者は成人を対象とする裁判所で裁かれる。また、弁護士を確保したり保釈金を支払う資力がいないため、刑務所に長期間収容されることが多い。刑務所に収容された少年はしばしば家族や友人から切り離される。警察や司法制度に対する恐怖と不信感が深く根づいているため、人々は、加害者であるか被害者であるかを問わず、法律と関わりを持ったものを避けるからだ。さらに、社会からの偏見や拒絶によって、被害者の社会復帰にも悪影響が及ぶ。5年半の収監中にンケイルカに面会に来たのはきょうだいたひ

とりであり、それも釈放予定日の1週間前のことだった。

2003年以降、ユニセフのナイジェリア事務所は、法律に違反した少年の処遇と法的支援改善のための支援を行っている。国家人権委員会、ナイジェリア弁護士協会、地元非政府組織との提携にもとづいて進められている「少年司法運営」プロジェクトの一環として、弁護士協会が免許を更新する弁護士を対象に無料サービスが導入・制度化された。ユニセフは、裁判官、警察官、刑務所職員、弁護士、少年司法の運営に携わるソーシャルワーカーの研修も支援している。このような研修により、子ども・若者・女性を対象とする無償の法的サービスの提供が強化された。

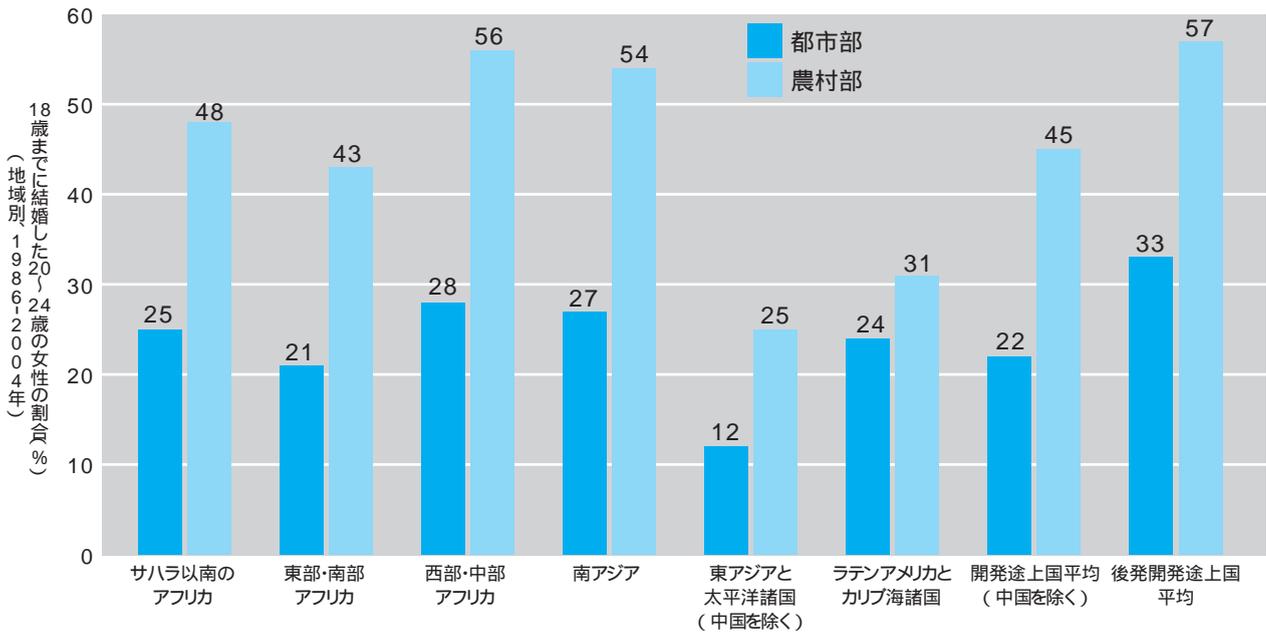
このプロジェクトはこう留される子どもの削減を目指しており、ナイジェリア南部の3つの州で実験的に開始されたものである。2005年半ばまでにこのプロジェクトの恩恵を受けた子どもは、3州でおよそ600人にのぼる。子どもたちは、刑務所やこう置所から釈放されたり、保

釈の許可、事件の棄却ないし和解による解決、カウンセリング、継続中の案件へのプロジェクトによる対応など、いずれかの形で恩恵を受けたのである。

プロジェクトの結果、こう留される子ども・若者の人数は減少している。裁判官の研修により、軽微な犯罪を理由として少年に収監刑を言い渡すことに以前よりも慎重な姿勢がとられるようになった。警察官も、軽微な犯罪を理由として少年を留置場に収容することを自制し、ただちに裁判所に送致して処理を委ねるようになりつつある。このような成功を踏まえ、このプロジェクトは、ナイジェリア警察との強力な連携のもと、新たに9つの州で展開されている。

p.92の注参照。

図3.3 開発途上国における早婚*



* 早婚：18歳前に結婚していた、または婚姻として認められる法律上・慣習上の結びつきの関係にあった20-24歳の女性の割合。

地域平均：総数には各地域のすべての国が含まれているわけではない。しかし調査対象人口の50%以上をカバーする十分なデータが入手できたため、ここで示した各地域の平均値を算出することができた。東アジアと太平洋諸国および開発途上国の平均値には中国が含まれていない。

データ範囲：ここで示した期間のうちデータが利用可能な直近の年のデータ。

出典：複数指標クラスター調査（MICS）、人口保健調査（DHS）およびその他の全国調査。

**危険な形態の労働に従事する子どもは
重傷を負う危険に直面しており、
教育の機会を失うことも多い**

児童労働に従事する5～17歳の子どもは2億4,600万人にのぼるといのが、国際労働機関（ILO）の最新の推計である。その7割近い1億7,100万人が、農業で化学薬品や農薬を扱ったり、危険な機械を動かしたり、炭鉱のように危険な状況・条件下で働いている。このうち約7,300万人が10歳未満の子どもである³⁸。子どもは身体的に未成熟なため、おとなよりも労働関連の疾病にかかったりケガを負いやすく、また自分の仕事や職場にどのようなリスクがあるかもおとなほど認識していない場合がある。疾病・ケガとは、刺し傷、身体部位の破損もしくは完全な喪失、やけど・皮膚病、視力・聴力障害、呼吸器・消化器系疾患、野外や工場内で過度の熱に晒されることによる発熱・頭痛などである。危険な児童労働による疾病・ケガの件数が圧倒的に多いのは農業部門。働く子どもの3分の2が就労している。だが、子どものケガの発生率は建設・炭鉱部門がもっとも高い。建設現場で働く子どもは、男子4人に1人、女子3人に1人以上が労働に関連したケガを負っ

たり疾病にかかっている。炭鉱では、この割合は男子6人に1人強、女子5人に1人である³⁹。

このようにケガや疾病、そして死亡のおそれさえ存在するとはいえ、危険な労働に従事している子どもたちが直面しているリスクはそれだけではない。将来おとなになったときに、より危険度の低い職業に就くための基盤となる教育を受ける機会もしばしば失われるのである。図3.4がはっきりと証明しているように、危険か否かを問わず、児童労働を根絶することが個人と社会にもたらす経済的純便益は、そのために必要な経済的費用をはるかに上回っている。

最悪の形態の児童労働は相当の規模で広がっているため、ミレニアム・アジェンダ、特にその教育分野における緊急の課題となっている。現在危険な条件下で働いている数百万人の子どもたちに手を差し伸べることができなければ、初等教育の完全普及（ミレニアム開発目標2）や初等・中等教育における男女平等（ミレニアム開発目標3の鍵となる指標）という目標を達成することはできない。重要な出発点は、ILO182号条約で定められているように、最悪の形態の児童労働をただち

早婚と瘻孔（ろうこう）

開発途上国では、少なくとも200万人の若い女性が、産科瘻孔（フィスチュラ）の痛みと屈辱に満ちた、悲惨な結果に苦しんでいる。産科瘻孔は通常、若い女性の骨盤が小さすぎるため、あるいは赤ちゃんが大きすぎたり、子宮内の体位がよくないために分娩時に起こる合併症の原因とするものである。膣と膀胱ないし直腸（またはその両方）との間に孔が開くため、尿や糞便が常に漏出する。瘻孔に苦しむ女子や若い女性はコミュニティから追放され、家族からも見捨てられることが多いため、物乞いとして困窮した生活を余儀なくされることが多い。

かつては欧米でも広く見られたが、近代医療によって20世紀初頭には根絶された。しかし開発途上国ではいまなお一般的である。栄養不良や発育不全のために難産の発生率が高いこと、文化的慣行や貧困が早婚・早期妊娠につながっていること、保健ケアが概して利用できず、利用できたとしてもきわめて限られていることがその背景にある。

女子たちは結婚後すぐに妊娠するよう圧力をかけられることが多く、避妊サービスを利用しようにもさまざまな障壁に直面する場合がある。多くの国で早婚を禁ずる法律が制定されているにも関わらず、開発途上国では8,200万人の女子が18歳になる前に結婚すると見込まれている。世界全体で見ると、15～19歳で

出産する女性・女子は毎年およそ1,400万人にのぼる。

10代の妊娠はリスクをとともなうものであり、年齢が低いほどそのリスクも高まる。15歳未満の女子が分娩時に死亡する確率は20代の女性の5倍に達する。難産の日々を乗り越えても、その多くは瘻孔を患うことになる。このように、女子の最初の妊娠を遅らせることは、瘻孔や妊産婦の死亡を削減するうえできわめて重要な戦略であると同時に、公衆衛生上の重要な問題でもある。

瘻孔は予防可能であり、300米ドルもしない手術によって治療することも可能である。国連人口基金（UNFPA）は、産科瘻孔が女性の人生に破滅的な影響を及ぼしているとの証拠が次々と明らかになる事態を受けて、2003年に「フィスチュラ撲滅グローバル・キャンペーン」を開始した。キャンペーンには幅広い分野のパートナーが参加しており、現在、サハラ以南のアフリカおよび南アジアの約30カ国と、若干のアラブ諸国で展開されている。その長期的目標は、瘻孔が開発途上国においても現在の先進工業国と同じくらい珍しい疾患となるようにすることである。

キャンペーンの活動は、瘻孔の発生予防、瘻孔を患っている女性の治療、治療後のコミュニティ復帰支援という形で進

められている。ニジェールでは、コミュニティのヘルスワーカー600人が瘻孔予防の基礎研修を受けた。ナイジェリアでは545人の女性が手術を受けたほか、数十人の医師や看護師が瘻孔ケアの研修を受けている。チャドでは、所得創出プロジェクトを通じ、数百人の女性が手術後に新しいスキルを教わると同時に少額の補助金の支給を受けた。

キャンペーンに参加する国は3段階に分けて活動を展開する。最初に行うのは、問題の規模を把握し、どの程度の資源が必要かを判断するための国別ニーズ評価である。次に、明らかにされたニーズにもとづいて国の対策を策定する。最後に、予防、治療、治癒した患者のコミュニティへの社会復帰に焦点を当てたプログラムを実施するのである。

p.92の注参照。

に根絶するための努力を強化することである。安全で、質の高い教育を受けやすくすることこそ、家族が子どもたちを学校に通わせるように促し、また子どもが危険な労働に従事しないようにするための最善の方法にほかならない。



© UNICEF/H004-12007 Roger Lemoyne

図 3.4 児童労働撤廃の経済的費用および便益の総計
(2000-2020年)

単位:10 億米ドル
(購買力平価で換算)

経済的費用	
教育関連費用	493.4
所得移転実施	10.7
直接介入関連費用	9.4
機会費用	246.8
費用合計	760.3
経済的便益	
教育面での便益	5,078.4
健康面での便益	28.0
便益合計	5,106.4
経済的純便益 (便益合計 - 費用合計)	4,346.1
移転支出	213.6
財務的純便益 (経済的純便益 - 移転支出)	4,132.5

出典: International Labour Organization, *Investing in Every Child: An economic study on the costs and benefits of eliminating child labour*, International Programme on the Elimination of Child Labour, ILO, Geneva, 2004.

子どもの搾取

2004年12月末に発生したインドネシアのスマトラ沖地震・津波の直後、子どもたち、とくに親と離れ離れになった子どもたちが人身売買や搾取の被害に遭う危険があるという懸念が広まった。広範な権利侵害を防止するため、国際機関と各国政府はただちに保護のための措置をとった。にも関わらず、子どもの兵士の徴用の増加をはじめとする搾取の事例が報告されている。このような事例は、子どもが家族による保護を奪われたときにますます搾取されやすくなることを実証するものである。

子どもの搾取を未然に防ぎ、加害者を正当に処分することは国際的課題のなかでもっとも緊急度の高い問題のひとつでありながら、十分な注意が向けられていない。とりわけ、子どもの人身売買
その後は商業的性的労働、危険な労働、家庭内労働の世界にむりやり放り込まれることが多い
は問題のかなりの部分を占めており、各国政府・国際社会がともに特別な注意を向けるべき課題である。搾取の被害を受けている子どもたちは、おそらくはもっともその存在が見えなくなっている集団のひとつであるといえる。たとえサービスが利用可能な場合でも、加害者がサービスの利用を邪魔するからである。

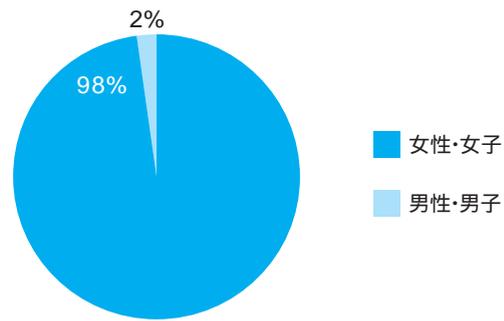
人身売買は子どもの権利の複合的侵害を引き起こす

子どもの人身売買の形態は多様である。むりやり拉致される子どももいれば、だまされる子どももいる。お金を稼げるからと誘われ、斡旋されてたどりつく先でどれほどの搾取が待ち受けているかを疑うこともなく、人身売買の対象とされることを自ら選択する子どももいる。人身売買には常に移動がともなっており、それは国内移動
たとえば農村地域から観光リゾートへ
に留まることもあれば国境を越えることもある。人身売買された子どもは最終目的地で非合法的な地下社会の一部となり、実質的に姿を消してしまう。

この移動により、子どもたちは家族やコミュニティ、支援ネットワークから切り離され、孤立状態に置かれて、搾取の被害を圧倒的に受けやすくなる。地元の言葉を話せない場所に運ばれ、助けを求めたり逃げ出すことがいよいよ困難な状況に置かれることにより、ますます無力にさせられることも多い。このような子どもたちは、身元証明書もなく不法に在留していることから、警察その他の公的機関を信頼することも、市民としてサービスを受ける権利を行使することもできないと考えてしまう場合もある。

人身売買の対象とされた子どもたちは、統計作

図3.5 強制的な商業的性的搾取



出典：International Labour Organization, 'A Global Alliance against Forced Labour', ILO, Geneva, 2005.

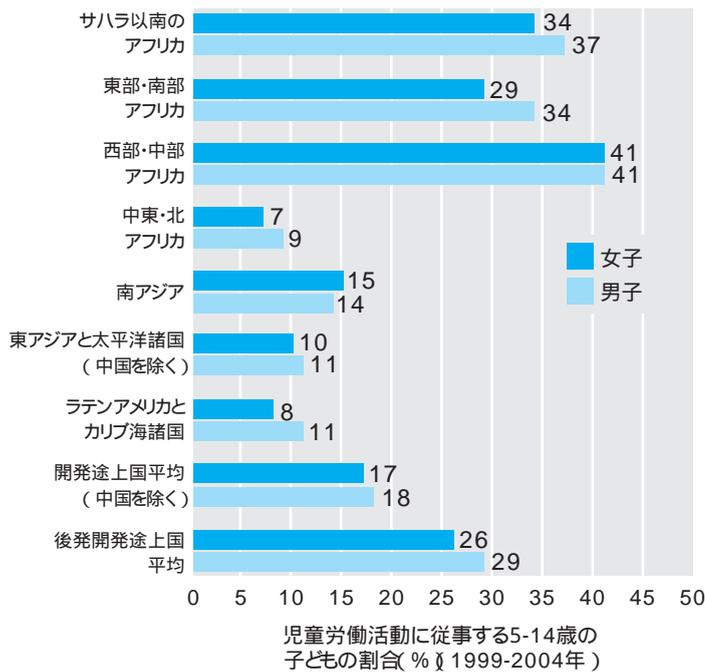
成者の目に映ることもほとんどない。このような子どもに関するデータ収集が困難なのは周知のとおりである。世界的状況について信頼性の高い統計を作成することは不可能だが、毎年およそ120万人の子どもが人身売買の被害に遭っていると推定されている⁴⁰。

子どもの人身売買はつかみどころのない慣行であり、特定の法則も予測可能な展開もないが、地域ごとに多いパターンをいくつか見出すことは可能である。



© UNICEF/H001-0423/ Dorna Decesare

図3.6 開発途上国における児童労働*



* 児童労働：子どもは、以下の分類で児童労働活動に従事したと見なされる。(a) 5-11歳の子どもで調査期間の直前の週に少なくとも1時間の経済活動に従事しているか、もしくは少なくとも28時間の家庭内労働に従事している。(b) 12-14歳の子どもで調査期間の直前の週に少なくとも14時間の経済活動に従事しているか、もしくは経済活動と家庭内労働を合わせて少なくとも42時間従事している。

地域平均：総数には各地域のすべての国が含まれているわけではない。しかし調査対象人口の50%以上をカバーする十分なデータが入手できたため、ここで示した各地域の平均値を算出することができた。東アジアと太平洋諸国、および開発途上国の平均値には中国が含まれていない。

データ範囲：ここで示した期間のうちデータが利用可能な直近の年のデータ。

出典：複数指標クラスター調査 (MICS)、人口保健調査 (DHS)

- 西部・中部アフリカでもっとも一般的な形態の人身売買は、子どもが他の家族に「引き取られて」その家族の中で粗末に扱われるという、伝統的なしばしば生きるための手段としての慣行の延長線上にある。この慣行は、家庭の内か外かを問わず、子どもの労働力を搾取するために利用されることがますます多くなっている。子どもたちは人身売買を通じてプランテーションや炭鉱に送り込まれることもあるし、紛争による影響を受けている国々では民兵により直接拉致されることもある。
- 東アジアと太平洋諸国では、ほとんどの人身売買は児童売買春を目的として行われている。ただし、農作業や工業労働のために斡旋されていく子どももいる。その主たる要因は貧困であり、とくにこの地域の豊かな国々の需要に応じて、という側面が強い。女子は通信販

売を通じて取り引きされる花嫁や家庭内労働者としても斡旋されている。

- 南アジアの人身売買は、インド亜大陸に存在するさまざまな規模の児童労働問題の一環として行われており、債務奴隷制に関わっていることが多い。債務奴隷制においては、子どもは債務返済のために実質的に「売り渡される」が、その債務は搾取をもくろむ者が意図的に課したものであることしばしばである。これに加えて相当数の子どもたちが、売買春やじゅうたん・衣料品の製造、建設作業、物乞いといった他の目的のために人身売買の対象とされている。
- ヨーロッパでは、子どもは主として東側から西側へと取り引きされていく。これは、ヨーロッパ大陸の豊かな国々に安い労働力や児童買春の需要が存在することの反映である。開かれた国境を悪用する組織犯罪集団が存在し、子どもたちを非熟練労働や娯楽部門での労働、売買春に送りこんでいる。
- 南北アメリカとカリブ海諸国では、目に見える形で行われている子どもの人身売買の多くは観光産業によるもので、海岸リゾートを主な舞台として繰り広げられている。これもまた、児童買春や容易に搾取できる労働力に対する需要を満たそうとするものである。国境を越えて麻薬を運搬する犯罪者が人身売買にも関与し始めているとの報告がある⁴¹。

人身売買を通じてある形態の労働に追いこまれた子どもは、その後再び売買されて別の形態の労働へと追いこまれることが多い。ネパールの農村部出身の女子が、じゅうたん工場や街のホテルでの仕事を斡旋された後、国境を越えてインドの性産業へと売られていくのがその一例である。性産業は、ほぼすべての国で、人身売買された子どもを搾取する主要な形態となっており、これには組織的かつ長期的な身体的・情緒的虐待がともなう⁴²。

強制労働や家庭内労働に従事する子どもたちはその存在がもっとも見えにくい集団のひとつである

推定840万人の子どもたちがおぞましい状況下で働いている。債務奴隷、その他の形態の奴隷制や売買春・ポルノグラフィーの世界にむりやり押し込まれ、あるいは武力紛争やその他の不法な活動への参加を強制されているのである⁴³。

ILOによれば、「強制労働はあらゆる地域で、そしてあらゆる種類の経済で行われている。……強制労働の強要という犯罪が処罰されることはめっ

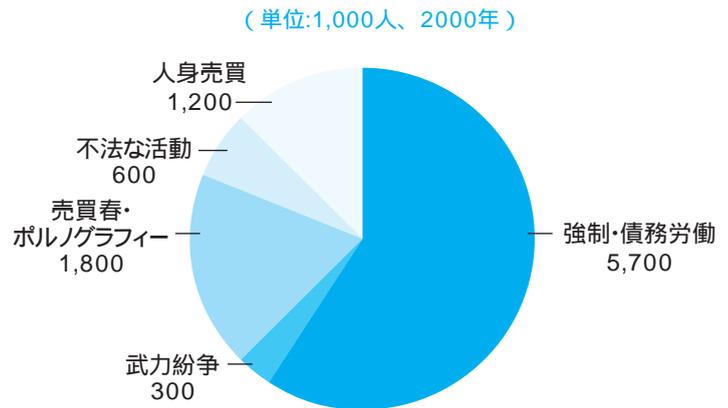
たにない。……ほとんどの場合、強制労働の発生件数に関する公式のデータは存在しないし、強制労働が問題であるという意識が社会一般で広がっているわけでもない。強制労働は、きわめてまれな例外を除き、依然として現代のもっとも闇に包まれた問題のひとつなのである」⁴⁴。

債務奴隷制は、債務がどのようにして発生したものであれ、子どもを地主、事業主、金貸し業者の完全な支配下に置くものであり、その状態は奴隷制とほとんど区別がつかない。子どもたちはラテンアメリカで砂利を作ったり、南アジアでレンガを作ったり、サハラ以南のアフリカで石を切り出したりしている⁴⁵。危険な仕事である場合が多く、子どもにふさわしいというにはあまりにも重労働である。その労働条件は、子ども時代のあらゆる概念はもちろん、人権のあらゆる側面・原則に反している。

家庭内労働に従事している子どもたちも、働く子どもたちのなかでもっとも存在の見えない集団のひとつである。子どもたちは、公的機関による監視の対象とされることなく個人の家のなかで働かされ、その生活・労働条件はまさに雇用主の気分次第である。世界中で家庭内労働に従事している子どもの数は、この仕事の性質上数量化が不可能だが、数百万人に達することは間違いない。このような子どもたちの多くは女子であり、多くの国では、家庭内労働が若い女子にとっての唯一の就労先と見なされている（ただしネパールや南アフリカのように、男子のほうが女子よりも家庭内労働に従事することが多いところもある）⁴⁶。家庭内労働で搾取される子どもは、食べ物と寝る場所を与えられる以外にはほとんど、あるいはまったく賃金を支払われないのが通例である。多くは学校に通うことを全面的に禁じられるか、通学がほとんど不可能になるような制限を課されている。家庭内労働が24時間労働になることはあまりにも多く、子どもは四六時中待機して雇用主の家族全員の気まぐれに振り回されるのだ⁴⁷。

これに加えて、家庭内労働に従事する子どもは身体的・心理的被害をとくに受けやすい立場に置かれる。年齢や身体的能力にまったくふさわしくない仕事をさせられる子どもは多い。与えられる食事は栄養的に不十分なものであることが多く、雇用主の家族が食べている食事には似ても似つかない。たとえばハイチでは、家庭内労働に従事している15歳の子どもは、同じ地域の家庭内労働に従事していない同年齢の子どもよりも平均身長が4センチ低く、平均体重は40ポンド（約18キロ）少なかった⁴⁸。要求された水準の仕事をしなかったことに対する罰として、あるいは単に服従を確保するための日常的手段として、身体的虐待が再三にわたって加えられる。性的虐待を受けるおそれも極めて高く、エルサルバドルで実施され

図3.7 無条件に最悪な形態の児童労働*・搾取に従事している子ども



* 無条件に最悪な形態の児童労働：ILO182号条約3条に掲げられた形態の労働に対応したもの。

出典：International Labour Organization, *Every Child Counts: New global estimates on child labour*, ILO, International Programme on the Elimination of Child Labour, Statistical Information and Monitoring Programme on Child Labour, April 2002.

た迅速評価調査では、家庭内労働に従事している女子の66%は身体的または心理的（多くは性的な）虐待を受けたことがあると報告しており、また雇用主から性的行為を求められるおそれも常にあることがわかっている⁴⁹。

保護的な環境をつくりだすことによって子どもたちを姿の見える存在にする

すべての子どもには、保護的な環境で成長する権利がある。それは、子どもたちを暴力、虐待、放任から、そして搾取や差別から守るために、あらゆる要素が個別的・集団的に作用する環境である。このような環境がなければ、子どもたちは排除され、姿の見えない存在に陥るおそれがある。さらに、子どもの保護を奪う虐待が根強く残っていけば、あらゆるミレニアム開発目標の達成が脅かされることになるのだ（p.53のパネル、「子どもの保護とミレニアム開発目標のつながり」参照）。

保護に対する子どもの権利の侵害を防ぐ努力の前には、いくつもの障壁が存在する。伝統的慣行、容易に手を差し伸べられる子どもたちを対象とするプログラムさえ実行しきれない国の能力の欠如、法による統治の不在は、子どもの保護を妨げる要因のひとつの例にすぎない。虐待を未然に防ぐために、また虐待が実際に生じてしまった場合に対応するためにも、広範かつ体系的な保護戦略が必要である。

保護的な環境

保護的な環境は、子どもを搾取・暴力・虐待から保護するために個別的・集会的に作用する、相互に関連した諸要素から構成されるものである。保護的な環境をつくり出す責任の多くは政府にあるが、社会の他の構成員にも義務はある。保護的な環境の鍵となる諸要素は次のようなものである。

- ・家族およびコミュニティの能力：子どもと交流するすべての者は、親も、教師も、宗教的指導者も、保護的な子育てを実践するとともに、搾取・虐待を認知してそれに対応するための知識・スキル・心構えを身につけ、必要な支援を与えられるべきである。
- ・政府の決意と能力：政府がなすべきことは、子どもの保護に予算面での支援を行うこと、子どもの権利を守るための適切な社会福祉政策をとること、子どもの権利・保護に関わる国際条約を留保なしで（またはほとんど留保せずに）批准することである。子どもの権利条約の2つの選択議定書を批准することは、武力紛争と

搾取から子どもを保護するという決意を実証する重要な機会となるだろう。

- ・法律の制定と施行：政府は、虐待・搾取・暴力から子どもを保護する法律を施行し、子どもに対する犯罪の加害者を徹底して精力的に訴追するとともに、被害を受けた子どもを犯罪者扱いしないよう努めるべきである。
- ・態度と慣習：政府は、虐待を助長する、あるいは虐待につながる態度・偏見・考え方を解消する行動をとるべきである。子どもの尊厳を守る決意を示すとともに、子どもを保護する責任を受け入れるよう一般大衆に働きかけることが必要とされる。
- ・市民社会とメディアによる開かれた議論：社会は、メディアと市民社会グループを通じ、搾取や虐待、暴力に正面から立ち向かうべきである。
- ・子どものライフスキル、知識および参加：社会は、子どもたちに自分自身の権利を理解させるとともに、そ

の権利を行使できるよう奨励し能力の育成を図るべきである。また、虐待・搾取から自分の身を守るために欠かすことのできないスキルと情報を子どもに提供することも必要である。

- ・必要不可欠なサービス：虐待の被害者が自信と尊厳を保ちながらニーズを満たすことができるよう、サービスを整えるべきである。基本的な社会サービスは、すべての子どもが差別なく利用できるようにしなければならない。
- ・モニタリング、報告および監督：虐待・搾取についてはモニタリング、透明性を確保した報告および監督が行われるべきである。保護的な環境づくりの鍵は「責任」にある。社会を構成するすべての人々が、暴力・虐待・搾取から子どもを守ることに貢献できるのである。

p.92の注参照。

理想的な社会では、子どもたちは目に見える形で保護を受けている。子どもに対するあらゆる形態の暴力・虐待・搾取は社会的に受け入れられないものと見なされ、慣習・伝統においても女性や子どもの権利が尊重されるからである。しかし大多数の国や社会では、この理想はまだ完全に実現されていない。女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）5条は、すべての締約国に対し、ジェンダーの不平等や定型化された役割にもとづく偏見と慣習を撤廃するべく、男女の社会的・文化的行動様式の修正に資する措置をとるよう求めている。子どもの権利条約で行われている一連の勧告も、子どもの権利を守るために社会的慣行・行動様式を修正することの重要性を裏打ちするものである⁵⁰。

このような差別的行動様式に対する取り組みが進められてきた国々では、目覚ましい成果が生まれている。たとえばソマリアでは、子どもの保護に関わるデリケートな諸問題に関する研究が1万

人を超える子どもとおとなの参加を得て行われ、バリ、ヌガル、ペナディール、ローワー・シャベレ、ヒランの各地域で子どもの保護調整ネットワークが設けられた。ソマリランドを含む他の地域でも同様の取り組みが進められている。各ネットワークは、ストリート・チルドレンの状況の改善、女性器切除を根絶する努力の強化、国内避難民の子ども保護など、それぞれの活動重点分野について合意を形成している⁵¹。

自分が権利を有していることを知り、権利侵害から身を守る方法を知っていれば、子どもたちは搾取の被害に遭う可能性を少なくすることができるかもしれない。ヘルスワーカー、教員、警察官、ソーシャルワーカーなど子どもたちを相手に仕事をしている者は、子どもの保護を奪う虐待を見つけ、それに対応する意志とスキルを身につけるとともに、その権限を与えられるべきである。親やコミュニティに対しては、自分たちの子どもを保護するための手段と能力を与えなければならない。

子どもの保護とミレニアム開発目標のつながり

ミレニアム開発目標

子どもの保護に関わる考慮事項

ミレニアム開発目標 1： 極度の貧困と飢餓の撲滅

- 児童労働は国の人的資本を浪費する。
- 武力紛争は国の物理的・経済的・人的資源を消耗させ、また住民の強制移動につながる。
- 正確かつ完全な出生登録情報は、貧困・飢餓の問題に対処するあらゆる経済的計画の前提条件である。
- 貧困と排除は、子どもの遺棄や、行き過ぎた公式・非公式の里親託置または施設ケアを促進してしまい、子どもの成長を阻害する可能性がある。
- 法制度において子どもの年齢が考慮されず、法律に違反した子どもがコミュニティに上手に社会復帰できないとなれば、このような子どもたちが貧困に陥り、社会の周縁に追いやられる可能性が高まる。

ミレニアム開発目標 2： 普遍的初等教育の達成

- 武力紛争は教育を破壊する。
- 児童労働は子どもが学校に通う妨げとなる。
- 暴力は、安全かつ保護的な学習環境を阻害するものである。
- 早婚により、女子は学校に通うことができなくなる。
- 親のケアを受けていない子どもは、教育を受けられる可能性が高まるよう、適切な家族環境のもとに置かなければならない。

ミレニアム開発目標 3： ジェンダーの平等の推進と 女性の地位向上

- 女子は男子に比べて家庭内労働に従事することが圧倒的に多く、そのため教育への参加が妨げられている。
- 早婚により、女子は学校に通うことができなくなるとともに、コミュニティの公的生活に参加する機会も制限されてしまう場合がある。
- 学校における暴力やいやがらせは、教育におけるジェンダーの平等を妨げる障壁である。性的暴力・搾取・虐待は、女性と女子の地位向上を目指す努力を損なう。

ミレニアム開発目標 4： 乳幼児死亡率の削減

- 子どもに対する暴力は乳幼児の死に至りかねない。
- 早婚と早すぎる出産は、妊産婦が死亡したり病気にかかるおそれを高める。
- 幼いときに母親から引き離された子ども、とくに施設環境に長期間置かれた子どもは、早期に死亡するおそれが大きくなる。

ミレニアム開発目標 5： 妊産婦の健康の向上

- 早婚は母子双方の健康を脅かす。
- 性的暴力は望まない妊娠をもたらす可能性があるとともに、女性を HIV 感染の危険に晒す。
- 女性器切除は、分娩中の妊婦の死亡や分娩後の合併症のおそれを高める。

ミレニアム開発目標 6： HIV / エイズ、マラリアその他の疾病 の蔓延防止

- 最悪の形態の児童労働の多くは、HIV / エイズの流行の原因であると同時にその結果でもある。
- 性的搾取・虐待・暴力により、男女の子どもが HIV に感染する可能性がある。
- HIV / エイズの影響を受けている家庭の子どもは、家族のケアおよび保護を失うおそれがとりわけ大きい。
- 刑務所内での感染率が高いことに鑑み、こう留されている子どもは HIV に感染しやすい状態に置かれる。

ミレニアム開発目標 7： 環境の持続可能性の確保

- 武力紛争は住民の強制移動につながるとともに、環境資源の過剰使用をもたらす可能性がある。
- 環境災害によって世帯はよりいっそう脆弱な立場に置かれ、児童労働や性的搾取・早婚の可能性が高まる。

ミレニアム開発目標 8： 開発のためのグローバル・パートナー シップの推進

- 子どもの保護のためには、国レベルでも国際的レベルでも部門を超えた協力を進め、子どもにとって保護的な環境をつくりだすことが必要となる。

p.92 の注参照。



© UNICEF/H004-0697/Giacomo Pirozzi

子どもの保護を奪う虐待の発生およびその内容を記録し、十分な情報にもとづく戦略的支援を可能にするモニタリング・システムも必要である。このようなシステムは、地域を基盤とした参加型のものであるときにもっとも効果を発揮する傾向がある。その一例は、子どもの人身売買と闘う村落委員会が設置されたベニンに見ることができる。最初の委員会は、人身売買の影響がもっとも大きい南部の地域で1999年に設置され、その数はいまや170を超えている⁵²。その主な活動は、親、子どもたち、住民一般の間で子どもの保護に関わる諸問題についての意識を啓発すること、虐待や失踪の事例を通報すること、人身売買の被害を受けた子どもが村に帰ってきたときにその社会復帰の状況を監視することなどである。村落委員会は実効的な早期警報システムとして機能しており、子どもが村からいなくなったときには調査のうえ少年保護隊に通報することによって真の意味で子どもの保護を強化し、多くの子どもたちが近隣諸国に連れていかれることを食い止めている⁵³。

証拠にもとづいたリスク要因をプログラムの指針として活用しているもうひとつの例は、モルドバに見られる。ユニセフは同国で、居住型養護施設で育つ子どもを対象としたライフスキル教育プロジェクトを支援してきた。研究によると、このような施設の子どもの子どもたちは施設外の子どもたちよりも数倍、人身売買の被害に遭いやすいことがわかっている。同プロジェクトは、参加型の手法とライフスキルを基盤としたアプローチを用いて、人身売買の危険性に関する子どもの意識を高め、自分の権利を理解・行使する能力を構築しようとするものである⁵⁴。

子どもを保護する環境づくりのためには、家族から、グローバル化した経済のなかで活動する最大規模の多国籍企業に至るまで、国際社会のあらゆるレベルで個人と団体・諸機関が継続的かつ持続的な努力を行わなければならない。子どもを必要不可欠なサービスの対象に含め、被害から保護する第一義的責任は家族と政府にあるが、子どもの虐待に立ち向かってこれを撲滅し、虐待を助長する態度や偏見に挑戦し、搾取を監視・評価する

ためには、その他の主体 市民社会、ドナー、国際機関、メディア、民間部門 の支援が必要である。これらの主体が果たす役割は、第4章で論ずるように、公式統計や予算、プログラム、法律のみならず、社会とコミュニティにおいてすべての子どもが姿の見える存在となるようにするうえでも、きわめて重要なものとなる。

政府が人権条約に調印し、先進的な法律を制定することはきわめて重要だが、それは始まりにすぎないということを認識する必要がある。暴力・

搾取・虐待からすべての子どもを真に保護するためには、一部の子どものおとしめる行動や態度の変革が必要である。保護的な環境に対する1人ひとりの子どもの権利を満たし、子どもに対する権利侵害が処罰されない現状に挑み、1人ひとりの子どもが持つて生まれた可能性を全面的に発揮できるようにするために、社会のあらゆるレベルにわたるパートナーシップを構築しなければならない。

ひとりの子どもも取り残さない

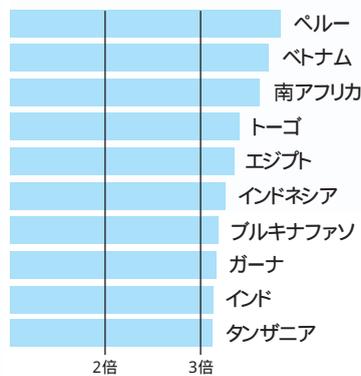
年齢と国籍が証明できることは子どもの権利を保障するための鍵である。子どもの権利条約7条は、男女の子どもは出生後ただちに登録されるべきであると規定して、すべての子どもが名前および国籍を有する権利を確立している。しかし多くの国では、出生登録は国民の大部分にとって身近なものではなく、また容易に費用を負担できるものでもない。

年齢を正式に記録することにより、子ども時代に対する子どもの権利の保護に役立つかもしれない。労働市場にむりやり送り込まれた子ども、戦闘員を務める子ども、結婚した子どもが担うのはおとなとしての役割である。年齢を証明することができなければ、出生登録をされていない子どもやその子どもを支援しようとする人々にとって、子どもとしての権利を主張したり、その権利が侵害されたことを立証することが往々にして困難になる。

出生登録は、公式統計の対象となり、社会の一員として認知される権利を保障するものである。出生登録によって、貧困家庭や社会の周縁に追いやられた家庭の子どもが国家レベルの計画策定や意志決定にあたり考慮に含まれる可能性も高まる。あるコミュニティ、村または地域に子どもが何人いるのかを正確に把握することにより、子どもの権利を充足するために必要な資源の配分、および人口比に応じた基本的なサービスの提供を要求するための基盤が整う。出生登録から排除された子どもはその他の必要不可欠なサービスからも排除される傾向にあるため、出生登録の完全普及は、ひとりの子どもも取り残さないという目標に向けた第一歩としてとらえなければならない。

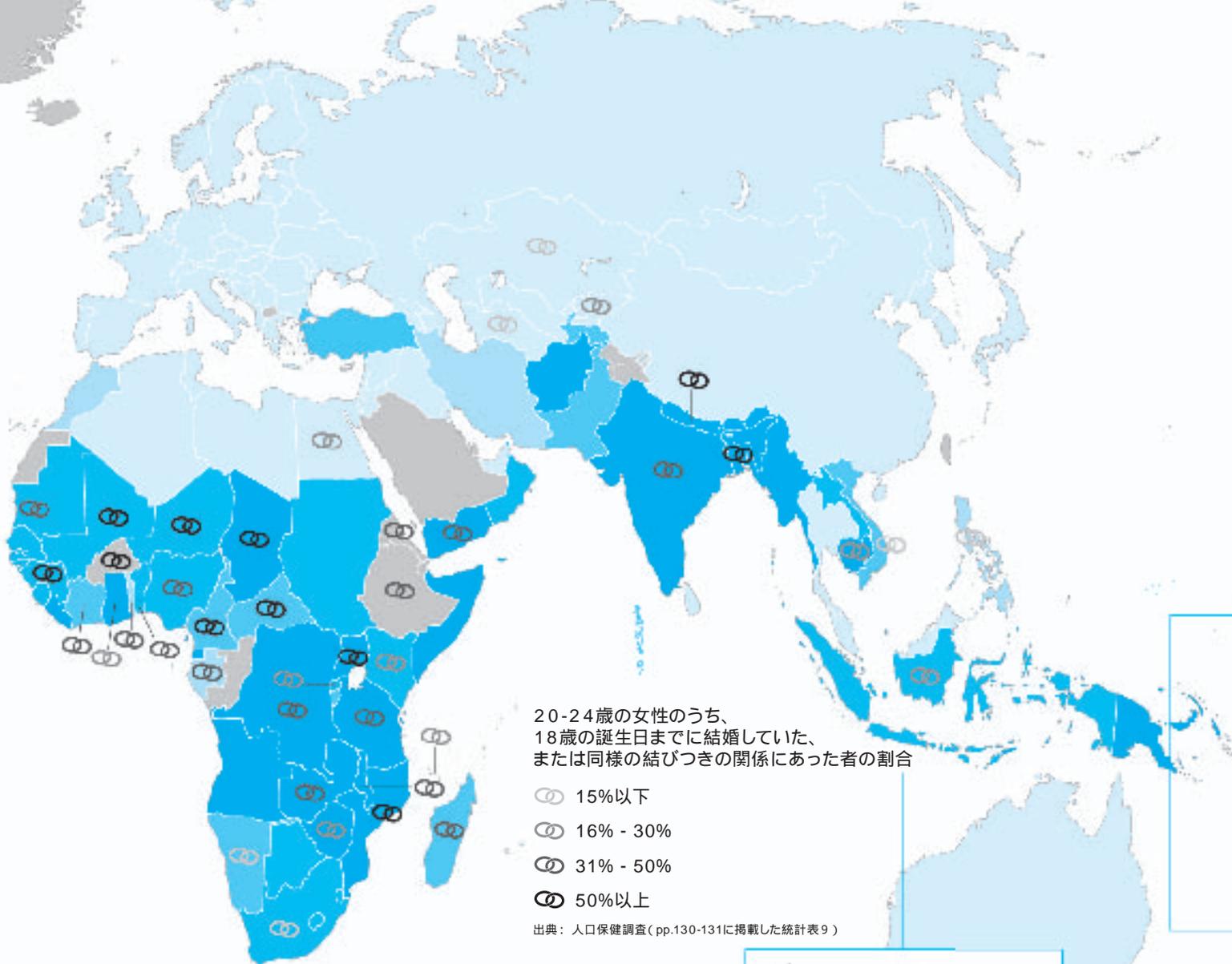


農村部の女子が18歳までに結婚する確率(都市部の女子との比較において)

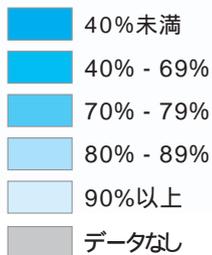


出典：人口保健調査

子ども時代を保護する



出生登録されている
5歳未満児の割合



出典：人口保健調査および複数指標クラスター調査
(pp.130-131に掲載した統計表9)



この地図は、いずれかの国もしくは地域の法的地位またはいずれかの国境の確定に関するユニセフの立場を反映するものではない。
点線は、インドとパキスタンが合意したジャンムール・カシミールのおおよその統治線を表したものである。ジャンムール・カシミールの地位の確定については当事者の合意が得られていない。